

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
食品加工研究センター試作実証施設の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「道総研」という。）食品加工研究センター（以下、「センター」という。）試験棟に設置した試作実証施設（以下、「試作室」という。）を道総研以外の者が、市場調査を目的とした試験販売又は無償配付に供する食品を製造するために利用する場合に必要な事項を定める。

(事前相談)

第2条 試作室を利用しようとする者は、あらかじめセンターの担当研究職員（以下、「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により、試作室及び試作室に設置された食品加工設備（以下、「加工設備」という。）の利用等について相談（以下、「事前相談」という。）し、試作室の利用に必要な事項について、担当職員の確認を受けなければならない。

(利用の許可等の申請)

第3条 前条の規定による事前相談を行った者が試作室を利用しようとするときは、利用許可申請書（別記第1号様式）をセンター所長（以下、「所長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。また、試作室の利用の許可を受けた後、申請した事項を変更しようとするときは、事前に利用変更許可申請書（別記第2号様式）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 所長は、試作室の利用又は利用変更を許可したときは利用許可通知書（別記第3号様式）又は利用変更許可通知書（別記第4号様式）を、許可しないときは利用不許可通知書（別記第5号様式）又は利用変更不許可通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。
- 3 所長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認められるときは、試作室の利用に当たっての条件を付すことができる。
- 4 所長は、利用許可申請書を利用開始の3ヶ月前から受理するものとする。
- 5 1試作品（味が異なるなど、関連する複数の試作品も1種類と見なす）につき5日間（土日祝日および年末年始の休暇を除く。）を限度として許可する。

(利用の取り下げ)

第4条 所長より利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の許可を受けた試作室の利用を取り下げするときは、利用取り下げ届（別記第7号様式）に利用許可通知書を添えて、速やかに所長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第5条 所長は、第3条の規定による利用者からの申請が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 第2条の規定による事前相談及び担当職員の確認を受けていないとき。

- (2) 試作室で製造しようとする食品が、関係法令、条例等に違反するおそれがあるとき。
- (3) 試作室の利用が、市場調査を目的とした試験販売又は無償配付に供する食品の製造以外を目的とするものであるとき。
- (4) 試作室において食品を製造する場合、利用者が加工設備の操作についての充分な知識を有していないと判断されるとき。
- (5) 試作室を利用して製造した食品が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (6) 試作室の利用が、施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (7) その他、試作室の管理上、利用が不適当と認められるとき。

(営業許可の取得)

第6条 利用者は、試作室を製造場所として、食品衛生法上の営業許可を取得しようとする場合には、事前に営業許可取得予定届(別記第8号様式)を所長に提出しなければならない。また、営業許可を取得後は速やかにその許可証の写しを所長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、第3条に規定する利用申込書に記載の目的以外で試作室を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (2) 試作室内の物品を破損しないこと。
- (3) 試作室の施設、設備等の原形及び配置を許可無く変更しないこと。
- (4) 試作室内の加工設備の利用については、別に定める手続きによること。
- (5) その他、試作室の管理上、所長が指示すること。

(利用許可の取り消し等)

第8条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない理由により試作室の利用に支障が生じたとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、道総研は、その責めを負わない。

3 所長は本条第1項の規定により利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更するときは、利用許可取り消し・停止・変更通知書(別記第9号様式)により通知する。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、試作室の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用を取り消し、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者が試作室を損傷し、又は滅失したときは、それによって道総研が生じた損害を賠償しなければならない。ただし、所長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

(製造物責任)

第11条 試作室の利用に係る製造物に起因する危害の発生に関する責任（製造物責任）は、利用者がこれを全て負い、道総研はいかなる責任も負わないものとする。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定める。

附則

この要領は、平成27年2月3日から施行する。

附則

この要領は平成27年9月10日から施行する。